

敦賀市新庁舎広告付き案内板及びデジタルサイネージ設置事業公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	質問内容	回答
1	現地視察について	デジタルサイネージ及び案内板が設置される場所のロケーションや、配管の現況を下見するために現地視察を行うことは可能か。	参加表明書受付まで現地視察の期間を設けます。希望される方は新庁舎整備室までご連絡ください。日程調整させていただきます。
2	電気代の管理について ※敦賀市新庁舎広告付きデジタルサイネージ設置仕様書【10-(4)】	「電力使用実績を明確に把握できる機器を設置すること」とあるが、当該機器で使用する電源を集中管理できる仕様になっているか。 (電力計量器は1箇所を設置すればよいか、もしくは、それぞれの機器に設置が必要か。)	集中管理するための配線とはなっていません。取付方法については、応募者にてご提案をお願いします。
3	モニターサイズについて ※敦賀市新庁舎広告付きデジタルサイネージ設置仕様書【5-(2)】	「床置き（可動式）のデジタルサイネージは60インチ縦置き、壁付及び天吊式のデジタルサイネージは40インチ横置きとする。」とあるが、現在、60インチ・40インチの液晶ディスプレイを生産していないメーカーがあるので、近いインチ数の液晶ディスプレイで問題ないか。 また、受付番号表示モニターの大きさをご教示ください。 (例) 40インチ→43インチ 60インチ→55インチ	例で示していただいたとおり、60インチ・40インチに近いサイズの液晶ディスプレイの提示を可とします。 受付番号モニターは、55インチを予定しています。
4	デジタルサイネージの設置方法について ※配置場所図	天吊式のデジタルサイネージについて、指定の場所に設置すると、天井パネル（白色）が干渉すると思われるが、天吊式の取付金具は、天井パネルに取り付けても良いのか。 また、その場合、天井パネルは、何kgまでの重さまで耐えられるか。	天井パネルへの取り付けは控えていただきますようお願いいたします。
5	デジタルサイネージの設置台数について ※配置場所図	自主提案として、指定の設置場所以外にデジタルサイネージの台数を追加することは可能か。	自主提案として、ご提示いただければ結構です。 ただし、市庁舎の景観を損ねる恐れがある等の理由により、設置を控えていただく場合があります。